

令和 6 年度 市・県民税（住民税）の説明書

令和 6 年度の市・県民税は、令和 6 年 1 月 1 日現在の住所地の市町村で課税されます。

令和 6 年 1 月 2 日以降、諏訪市に在住しなくなった場合（転出又は死亡した場合）についても、今年度の市・県民税は諏訪市での課税となります。

令和 6 年度の課税は、令和 5 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間の所得に対して課税されるものです。

今年度の主な改正点

■令和 6 年度 市・県民税の定額減税

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和 6 年度分市・県民税（個人住民税）の減税を実施します。

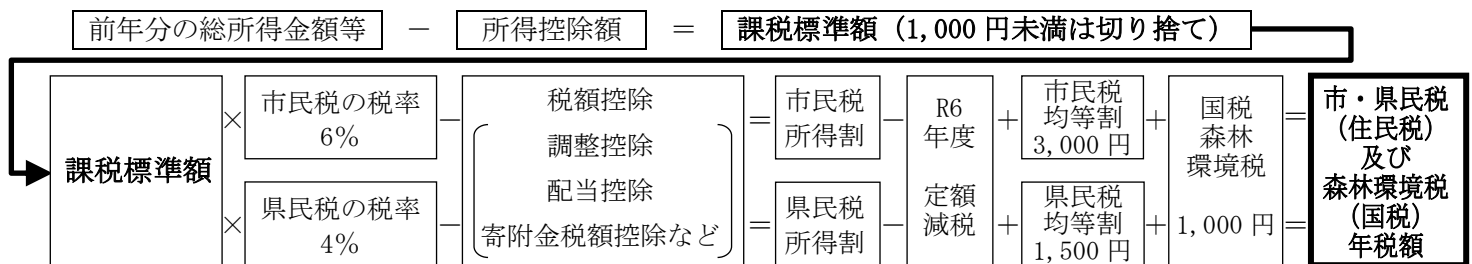
■森林環境税(国税)の創設

森林環境税として、市・県民税の均等割と併せて 1,000 円が課税されます。この税収は森林環境譲与税として、全額が市町村及び都道府県へ譲与されます。

■上場株式等に係る配当所得等の課税方式の統一

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができましたが、令和 6 年度から所得税と住民税の課税方法を統一させることになりました。

■税額の計算方法 … 市・県民税は、「均等割及び森林環境税」と「所得割」の合計額です。



※土地建物譲渡や株式等譲渡などの分離課税所得がある場合には、上記の計算とは別計算で市・県民税の税額計算をします。詳しくは 3 ページの「■税率 ○分離課税所得についての税率 (表)」をご覧ください。

■非課税措置

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年分の合計所得金額が 135 万円以下の場合、市・県民税及び森林環境税は非課税です。

■均等割及び森林環境税

所得金額の多少にかかわらず一定の金額が課税されます（市民税 3,000 円、県民税 1,500 円、森林環境税 1,000 円）

※県民税のうち 500 円は「長野県森林づくり県民税」です。

ただし、合計所得金額が次の計算式のとおりである場合には、均等割及び森林環境税は課税されません。

合計所得金額 ≤ 315,000 円 × (1 + 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数) + 100,000 円 + ※189,000 円

※189,000 円は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ計算に含みます。

※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が 48 万円以下の人のことをいいます。

■所得割

前年の所得金額に応じて課税されます。

ただし、総所得金額等が次の計算式のとおりである場合には、所得割は課税されません。

総所得金額等 ≤ 350,000 円 × (1 + 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数) + 100,000 円 + ※320,000 円

※320,000 円は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ計算に含みます。

★合計所得金額・総所得金額等の計算

総所得金額	営業等所得 + 農業所得 + 不動産所得 + 利子所得 + 総合課税の配当所得 + 給与所得 + 雑所得 + 総合課税の短期譲渡所得 + 総合課税の長期譲渡所得 + 一時所得の合計額の 2 分の 1 の金額の合計額（損益通算後の金額） ただし、純損失・雑損失などの繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額
総所得金額等	総所得金額 + 土地建物の譲渡所得（特別控除前の金額） + 株式等の譲渡所得 + 分離課税の配当所得 + 先物取引に係る雑所得等 + 退職所得 + 山林所得 ただし、純損失・雑損失、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などの繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額
合計所得金額	純損失・雑損失、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などの繰越控除の適用前の総所得金額等

■所得控除額

① 基礎控除額

合計所得金額	所得控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超～2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超～2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	適用なし

② 社会保険料控除額・・・支払金額の全額

③ 小規模企業共済等掛金控除額

小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく個人年金加入者掛金若しくは心身障害者扶養共済制度の掛金の合計金額

④ 生命保険料控除額・・・各々の控除額の合計は最高 7 万円です。

区 分		支払金額	所得控除額
(a) 一般生命保険料 ・ (b) 個人年金保険料	(1) 旧制度の申告 〔平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約分〕	15,000 円以下	支払額全額
		15,000 円超～40,000 円以下	支払額×1/2+7,500 円
		40,000 円超～70,000 円以下	支払額×1/4+17,500 円
		70,000 円超	一律 35,000 円
※(a)・(b) ごとに、 (1)～(3) のいずれ かで計算	(2) 新制度の申告 〔平成 24 年 1 月 1 日 以降に締結した契 約分〕	12,000 円以下	支払額全額
		12,000 円超～32,000 円以下	支払額×1/2+6,000 円
		32,000 円超～56,000 円以下	支払額×1/4+14,000 円
		56,000 円超	一律 28,000 円
	(3) 旧制度と新制度 を合算して申告		(1)と(2)に当てはめて計算した額の合計額 (最高 28,000 円)
(c) 介護医療保険料	新制度で申告	(2)と同じ計算	

⑤ 地震保険料控除額

区 分	支払金額	所得控除額
(1) 地震保険料だけの場合	50,000 円以下	支払金額×1/2
	50,000 円超	25,000 円 (最高限度額)
(2) 平成 18 年末までに契約した 長期損害保険料だけの場合 (10 年以上で満期返戻金あり)	5,000 円以下	支払金額全額
	5,000 円超～15,000 円以下	支払金額×1/2+2,500 円
	15,000 円超	10,000 円 (最高限度額)
※1 つの保険で地震保険と旧長期 損害保険両方ある場合の計算	(1) 地震保険、(2) 旧長期損害保険のうち、 どちらか一方を選択して所得控除額の計算をする	
(3) 地震保険・旧長期損害保険	(1) と (2) の合計金額 (最高限度額 25,000 円)	

⑥ 扶養控除額・・・扶養される者 (配偶者及び事業専従者を除く) の合計所得金額が 48 万円以下、かつ、以下の条件に当てはまる場合に適用

区 分	適用条件	所得控除額
一般の扶養親族	16 歳以上 19 歳未満 (平 17.1.2 生～平 20.1.1 生)、または、23 歳以上 70 歳未満 (昭 29.1.2 生～平 13.1.1 生)	33 万円
特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満 (平 13.1.2 生～平 17.1.1 生)	45 万円
老人扶養親族	70 歳以上 (昭 29.1.1 以前生)	38 万円
同居老親等扶養親族	70 歳以上 (昭 29.1.1 以前生) の扶養親族のうち、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で同居している者	45 万円

※16 歳未満 (平 20.1.2 以後生) の扶養親族についての扶養控除はありませんが、市・県民税の均等割や所得割の非課税限度額の計算と課税判定、障害者控除や寡婦・ひとり親控除の要件判定のために必要となりますので、16 歳未満の扶養親族がいる場合には必ず申告してください。

⑦ 配偶者控除額・・・扶養される配偶者 (事業専従者を除く) の合計所得金額が 48 万円以下の場合に下表の区分に応じて控除。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下の人に適用。

	納税義務者本人の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超～950 万円以下	950 万円超～1,000 万円以下
控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円
老人控除対象配偶者 (70 歳以上 (昭 29.1.1 以前生))	38 万円	26 万円	13 万円

⑧ 配偶者特別控除額・・・配偶者の合計所得金額が 48 万円を超え 133 万円以下の場合に下表の区分に応じて控除。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下の人に適用。

配偶者の合計所得金額	納税義務者本人の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超～950 万円以下	950 万円超～1,000 万円以下
48 万円超～100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
100 万円超～105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
105 万円超～110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
110 万円超～115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
115 万円超～120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
120 万円超～125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
125 万円超～130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
130 万円超～133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

⑨ 障害者控除額

区 分	要 件	所得控除額
障害者	障害者 1 名につき	26 万円
特別障害者	本人又は非同居の扶養親族が特別障害者の場合	30 万円
同居する特別障害者	特別障害者である扶養親族で、本人・配偶者又は生計を一にする親族のいずれかと同居している場合	53 万円

⑩ 寡婦・ひとり親控除

区 分	要 件	所得控除額
寡婦 控除	死別 (生死不明) ひとり親以外で次の(1)・(2)を全て満たす場合 (1) 合計所得金額が 500 万円以下であること (2) 住民票の続柄に「夫(未届)」の記載がある者がいないこと	26 万円
	離別 ひとり親以外で次の(1)～(3)を全て満たす場合 (1) 扶養親族(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者は除く)を有すること (2) 合計所得金額が 500 万円以下であること (3) 住民票の続柄に「夫(未届)」の記載がある者がいないこと	
ひとり親控除	次の(1)～(3)を全て満たす場合 (1) 総所得金額等の合計が 48 万円以下の生計を一にする子を有すること (2) 合計所得金額が 500 万円以下であること (3) 住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある者がいないこと	30 万円

⑪ 勤労学生控除額・・・26 万円

本人が学生で、合計所得金額が 75 万円以下、かつ、給与所得等以外の所得金額が 10 万円以下の場合。
 ※「学生」とは、学校教育法第 1 条に規定する学校の学生・生徒・児童であること、又は、国や地方自治体や
 私立学校法に規定する学校法人・専修学校等の学生・生徒・児童のことを指します。

⑫ 医療費控除額(控除限度額 200 万円)

(支払医療費－保険金等で補てんされる金額)－(「10 万円」と「総所得金額等の合計額の 5%」とのいずれか
 少ない方の金額)

※セルフメディケーション税制の適用を選択する場合(控除限度額 8 万 8 千円)

(スイッチ OTC 医薬品購入費－保険金等で補てんされる金額)－1 万 2 千円

⑬ 雑損控除額・・・次の(1)・(2)で計算される、いずれか多い方の金額

- (1) (損失額－保険金等で補てんされる金額)－総所得金額等の合計額×10%
 (2) 損失金額のうち災害関連支出の金額－5 万円

■課税標準額

前年分の総所得金額等から所得控除額を差し引いた金額。(1,000 円未満は切り捨て)

■税率

○総所得金額分・・・市民税 6%、県民税 4%(税率は一律)

○分離課税所得についての税率

区 分 及 び 課 税 標 準 額			市 民 税	県 民 税
長 期 譲 渡	一 般 分		3.0%	2.0%
	特 定 分 (優良住宅地等)	2,000 万円以下の部分	2.4%	1.6%
		2,000 万円を超える部分	3.0%	2.0%
	軽 課 分 (居住用財産)	6,000 万円以下の部分	2.4%	1.6%
		6,000 万円を超える部分	3.0%	2.0%
短 期 譲 渡	一 般 分		5.4%	3.6%
	軽 減 分 (土地を国・県・市へ譲渡)		3.0%	2.0%
株式等の譲渡所得			3.0%	2.0%
上場株式等の配当等 (申告分離課税を選択した場合)			3.0%	2.0%
先物取引に係る雑所得等			3.0%	2.0%

■税額控除

① 調整控除(人的控除額の差に基づく負担増の減額措置)

市・県民税と所得税の人的控除額(基礎控除や扶養控除など)の差に基づく負担増を調整するため、本人の
 合計所得金額が 2,500 万円以下の場合、所得割額から次の金額を減額します。

合計課税所得金額	調整控除額の計算式
200 万円以下	次の(1)、(2)のいずれか少ない額の 5%(市民税 3%、県民税 2%) (1) 人的控除額の差額の合計金額 (2) 市・県民税の合計課税所得金額
200 万円 超	[人的控除額の差額の合計金額－(合計課税所得金額－200 万円)]×5%(市民税 3%、県民税 2%) ただし、上記の計算結果が 2,500 円未満の場合は 2,500 円

※合計課税所得金額…課税総所得金額(総所得金額から所得控除金額を差し引いた金額のこと)、課税退職所
 得金額および課税山林所得金額の合計金額。

② 配当控除・・・株式などの配当所得×控除率＝配当控除額

区 分		市 民 税	県 民 税
課税所得 金額	1,000 万円以下の場合	1.6%	1.2%
	1,000 万円超の場合	1,000 万円以下の部分	1.6%
		1,000 万円超の部分	0.8%
			0.6%

※ただし、証券投資信託・一般外貨建等証券投資信託の収益の分配は別に定めます。

③ 寄附金税額控除

都道府県・市区町村（「ふるさと納税」を含む）、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部、諏訪市及び長野県が条例指定した法人（団体）に対する寄附をした場合、次の計算式(1)、(2)の合計金額を税額控除します。

(1) 基本控除額 … (寄附金(※1) - 2,000 円) × 10%

(2) 特例控除額(※2) … (寄附金 - 2,000 円) × 下表に定める割合

※1：総所得金額等の30%を限度

※2：総務大臣が指定する自治体に対する寄附(ふるさと納税)のみ適用され、市・県民税の所得割額の20%を限度

課税総所得金額－人的控除差調整額≥0	割 合	課税総所得金額－人的控除差調整額≥0	割 合
～ 195 万円以下	84.895%	900 万円超 ～ 1,800 万円以下	56.307%
195 万円超 ～ 330 万円以下	79.79%	1,800 万円超 ～ 4,000 万円以下	49.16%
330 万円超 ～ 695 万円以下	69.58%	4,000 万円超 ～	44.055%
695 万円超 ～ 900 万円以下	66.517%		

④ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

前年分の所得税において平成 21 年から令和 7 年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、(1)から(2)を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の5%に相当する金額（97,500 円を限度）を超える場合には、当該金額）。

ただし、居住年が平成 26 年から令和 3 年まで（地方税法附則第 61 条の規定の適用がある場合は令和 4 年度まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「5%」を「7%」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額

(1) 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年若しくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

(2) 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

◎上記①・③・④の税額控除金額 市民税・・・控除金額×3/5 県民税・・・控除金額×2/5

⑤ 外国税額控除

所得割の納税義務者が外国に源泉のある所得について、その国の法令により所得税や住民税に相当する税が課税されたときは、二重課税とならないようこれを調整するために、外国税額控除を行います。控除限度額は次のとおりです。

所得税で控除しきれないときは、まず県民税の所得割から控除し、さらに控除しきれないときは、市民税の所得割から控除します。

◎所得税 その年分の所得税額×(その年分の国外所得総額÷その年分の所得総額)＝所得税控除限度額 (A)

◎県民税 (A)×12%＝県民税の控除限度額

◎市民税 (A)×18%＝市民税の控除限度額

■配当割額控除・株式譲渡所得割額控除

配当割額・株式譲渡所得割額の金額に対して、次の割合をかけた金額をそれぞれの所得割から控除します。

◎税額控除金額 市民税・・・3/5 県民税・・・2/5

■令和 6 年度 市・県民税の定額減税

(1) 納税義務者の所得割の額から、特別控除額を控除する。

※その者の令和 6 年度分の個人住民税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下である場合に限り

(2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計金額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。

①本人 1 万円 ②控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く）1 人につき 1 万円

市・県民税の納付はコンビニやスマートフォン等のアプリ、口座振替もご利用ください！

■納付書の裏面に記載の金融機関のほか、全国のコンビニエンスストアや地方税統一 QR コード対応金融機関、スマートフォン等のアプリで納付ができます

〈お取り扱いできるアプリ: PayPay、LINE Pay 請求書支払い、d 払い請求書払い、auPAY〉

※ただし、次の場合は納付書の裏面に記載の金融機関で納付してください。

○各期について税額が 30 万円を超える場合 ○納付書に記載されている納期限を過ぎている場合

○納付書にコンビニ納付用バーコードが印刷されていない場合

※アプリ利用の場合は領収書が発行されません。

■便利・安全な口座振替をご利用ください

口座振替にすると、納税のために窓口へ向かう必要がありません。

また、納付書を無くしてしまったり、納付忘れを防ぐことができ、納期限日に確実に納付されます。

諏訪市役所 税務課 市民税係（1 階 8 番窓口） 電話 (0266) 52-4141 内線 131・132・133